

徳島県情報公開審査会答申第98号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成21年4月15日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「 の件ゴキブリダニの件 がいっしょのことばかりする見にかずに不開示ばかりするけんかいじする（せいきゅうする）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年4月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年5月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年7月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) （以下「本件施設」という。）でたくさんゴキブリがいるのを見たが、実施機関の職員に言っても、馬の耳に念仏であり、改善させる気がない。

- (2) こういう苦情が出て、実施機関は本件施設に言わない。どこでどう癒着しているか分からない。県が監督する施設への指導をもっと厳しくするべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

実施機関は、異議申立人がいう「本件施設のゴキブリ、ダニ」なるものについては不知であり、したがって、異議申立人が請求した「本件施設のゴキブリ・ダニの件」で対応した書類は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

本件請求の内容、異議申立ての理由等から総合的に判断すれば、本件請求は、「本件施設のゴキブリ・ダニ」の件に関する実施機関の指導状況が記録されている公文書（以下「本件文書」という。）の公開を求めているものと解する。

実施機関の説明によれば、「異議申立人がいう『本件施設のゴキブリ、ダニ』なるものについては不知」とのことであるが、異議申立人の主張によれば、「実施機関の職員に言っても、馬の耳に念仏であり、改善させる気がない」とのことであり、「本件施設のゴキブリ・ダニ」の件について、実施機関が不知であったか否かという点において、両者の説明・主張に食い違いが見られる。

しかしながら、仮に異議申立人の主張を採用し、実施機関が、「本件施設のゴキブリ・ダニ」の件について既知であったとしても、これについて何らかの対応をするかどうか、さらには、当該対応状況等を記録した公文書を作成するかどうかは、実施機関の裁量に委ねられるべき事柄であって、当審査会はその是非について判断する立場にない。

したがって、当審査会としては、実施機関において保有されている公文書のうち、本件施設に対する指導状況が分かる公文書が存在するか否かを確認し、存在する場合に当該公文書の内容を見分することにより、実施機関の説明に不自然・不合理な点がないか検証し、本件処分の妥当性を判断することとする。

2 本件処分の妥当性について

実施機関が介護老人保健施設等に対する指導を行う際に作成する公文書としては、「介護老人保健施設等実地指導結果復命書」（以下「実地指導結果復命書」という。）があり、本件施設に係る実地指導結果復命書についても実施機関において保有されて

いる。

しかし、当審査会が見分したところ、実施機関において保有されている上記実地指導結果復命書には、いずれも「本件施設のゴキブリ・ダニ」の件について、その対応に関する記述は記載されていなかった。

また、上記実地指導結果復命書の他に、本件施設に対する指導状況が分かる公文書は存在しなかった。

以上により、本件請求の対象となり得る公文書は存在しないとする実施機関の説明に、格別不自然・不合理な点があるとは認められないことから、本件処分を行った実施機関の判断は妥当なものというほかない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|----------------------------|
| 平成21年 7月15日 | 諮問 |
| 7月27日 | 実施機関からの理由説明書を受理 |
| 8月12日 | 異議申立人からの意見書を受理 |
| 8月25日 | 審議（第69回審査会） |
| 10月16日 | 異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第71回審査会） |
| 12月18日 | 審議（第73回審査会） |
| 平成22年 1月28日 | 審議（第74回審査会） |